

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年1月28日改定）

■mijica 会員規定

（下線の部分は改定箇所）

現行	改定後
<p>第1条（目的）</p> <p>本規定は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が<u>発行</u>する mijica の申込み<u>及び</u>利用について規定するものです。</p> <p>mijica の会員は、本規定の内容及び適用に同意のうえ、mijica <u>発行</u>の申込み <u>及び</u> <u>mijica の</u>利用を行うものとします。</p> <p>なお、<u>本サービス</u>に付随又は関連して当行又は加盟店が提供するサービスについては、本規定と併せて当行又は加盟店が別に定める規定が適用されるものとします。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>本規定は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が<u>提供</u>する mijica の申込み、<u>利用等</u>について規定するものです。</p> <p>mijica の会員は、本規定の内容及び適用に同意のうえ、mijica の申込み、<u>利用等</u>を行うものとします。</p> <p>なお、<u>mijica</u>に付随又は関連して当行又は加盟店（<u>mijicaが利用可能な当行所定の店舗等をいいます。以下同じとします。</u>）が提供するサービスについては、本規定と併せて当行又は加盟店が別に定める規定が適用されるものとします。</p>
<p>第2条（定義）</p> <p><u>本規定における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。</u></p> <p>① 「mijica」</p> <p><u>本規定に基づき当行が発行した円単位の金額についての電子情報であって、当行サーバー内に記録される金銭的価値を証するものをいいます。</u></p> <p>② 「本サービス」</p> <p><u>会員が加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の対価の全部又は一部を支払うために、当行所定の方法によりチャージされた mijica を利用することができるサービスをいいます。</u></p> <p>③ 「会員」</p> <p><u>申込日現在において、12歳以上（小学生を除きます。）の通常貯金を保有する個人（当行のキャッシュカードの交付を受けている者に限ります。）で、当行所定の申込書等において本規定を承認のうえ、カード発行を申し込み、当行が発行を認めた方をいいます。</u></p> <p>④ 「カード」</p> <p><u>当行が会員へ貸与し、会員が管理及び mijica を利用するためのもので、mijica にかかる機能が付与されたものをいいます。</u></p> <p>⑤ 「加盟店」</p> <p><u>カードが利用可能な当行所定の店舗等で、会員の本サービス利用により、会員に商品等の販売又は提供を行うものをいいます。</u></p> <p>⑥ 「チャージ」</p> <p><u>会員が、第5条に定める方法により金額を入金することによって、mijica の金額を加算すること及びその手続をいいます。</u></p> <p>⑦ 「残高」</p> <p><u>会員が利用可能な mijica の金額をいいます。</u></p> <p>⑧ 「専用ウェブサイト」</p> <p><u>パソコン又は携帯電話からアクセス可能な会員のカードに関する内容を掲示した当行が運営するウェブサイト（当該ウェブサイトからリンクされる当行の委託先の運営するウェブサイトを含みます。）をいいます。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第3条（カード発行の申込み）</p> <p>1 <u>会員になろうとする者は、当行所定の方法によりカードの発行の申込みをすることができます。</u></p> <p>2 前項の申込みに<u>あ</u>たっては、当行所定のチャージをご利用いただくために、即時振替サービス及び自動払込みの利用の申込みが必要になります。会員になろうとする者は、前項の申込みとともに即時振替規定第2条（利用の申込み）の利用の申込みを行うものとし、当行は、当該申込みが成立したことをもって自動払込み規定第6条（インターネットによる利用の申込み）第1項の利用の申込みも成立したものとみなします。</p> <p>3 会員になろうとする者が未成年<u>の</u>場合には、親権者の同意を得たうえで<u>申込みをするものとします。親権者がカード発行の申込みについて同意する場合には、その後の当該カードの利用につき同意したものとみなします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第2条（会員）</p> <p>1 <u>申込日現在において満12歳以上（小学生を除きます。）である当行の総合口座の加入者（当行のキャッシュカードの交付を受けている個人に限ります。）で、本規定を承認のうえ、当行所定の方法により mijica の利用を申し込み、当行が承認した方を会員とします。</u></p> <p>2 前項の申込みに<u>当</u>たっては、当行所定のチャージ（<u>第6条に定めるチャージをいいます。</u>）をご利用いただくために、即時振替サービス及び自動払込みの利用の申込みが必要になります。会員になろうとする者は、前項の申込みとともに即時振替規定第2条（利用の申込み）の利用の申込みを行うものとし、当行は、当該申込みが成立したことをもって自動払込み規定第6条（インターネットによる利用の申込み）第1項の利用の申込みも成立したものとみなします。</p> <p>3 会員になろうとする者が未成年<u>である</u>場合には、親権者の同意を得たうえで <u>mijica の利用を申し込むもの</u>とします。</p> <p><u>4 会員と当行とのmijicaに係る契約は、mijicaの利用の申込みを当行が承認し</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年1月28日改定）**

現行	改定後
	<u>た時に成立します。</u>
<p>第4条（カード利用前の手続） (新設)</p> <p>1 会員は、<u>カードが発行され、受領した段階で、カード裏面の所定欄に会員の署名を行うもの</u>とします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 会員は、<u>カード発行の申込後速やかに、専用ウェブサイトにて利用登録手続を行うもの</u>とします。利用登録手続が行われない場合、残高の確認、本サービス利用の履歴の確認等、mijicaの機能・本サービスがご利用できない場合があります。</p>	<p>第3条（カードの発行と管理）</p> <p>1 <u>当行は、会員に対し、mijicaの機能の全部又は一部の利用ができるカードを当行所定の方法により貸与します。</u></p> <p>2 会員は、<u>当行からカードを貸与されたときは、直ちに当該カードの署名欄に自署をするもの</u>とします。</p> <p>3 <u>カードは、会員本人以外には利用できないもの</u>とします。また、<u>会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカードに記載又は記録された情報（以下「カード情報」といいます。）を利用又は管理するもの</u>とします。</p> <p>4 <u>カードの所有権は当行に帰属します。会員は、カードを第三者に貸与、譲渡又は質入れする等カードの占有を第三者に移転させることや、カード又はカード情報を第三者に利用させることは一切できないもの</u>とします。</p> <p>5 <u>当行は、会員のカード又はカード情報が第三者によって不正利用されている、又はそのおそれがあると判断した場合、会員のカードを停止又は無効とすることができるもの</u>とし、会員の当該不正利用等への関与が認められない場合には、<u>停止の解除その他利用再開に必要な措置を講じることができるもの</u>とします。</p> <p>6 <u>カードが、会員の不在等の理由により不送達となり、返却された場合には、当該カードを破棄することがあります。この場合、会員が利用を希望する場合には、改めてカードの申込みが必要</u>となります。</p> <p>7 <u>前項は、第5項、第5条第2項、第19条又は第20条によりカードの再発行を行う場合にも準用されるもの</u>とします。</p> <p>(削除)</p>
<p>第17条（会員資格の有効期間及び残高移行） (新設)</p> <p>1 会員は、<u>交付されたカード券面に印字された期日の経過により、自動的に会員資格を喪失し、一切の本サービスを利用できないもの</u>とします。その場合において、<u>当行は、自動的に本サービス解約の手続を行うもの</u>とします。</p> <p>(新設)</p> <p>2 会員は、<u>カードの有効期間満了に際して、当行所定の期間において、当行所定の手続を行い、当行が新たに有効期間を設定した新カードを発行した場合であって、当行が認めたときに限り、有効期間満了の旧カードから新カードに残高移行ができるもの</u>とします。この場合、<u>当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、旧カードの利用はできなくなります。</u></p>	<p>第4条（カードの有効期間）</p> <p>1 <u>カードの有効期間は当行が定めるもの</u>とし、<u>カード上に表示された月の末日まで</u>とします。</p> <p>2 <u>カードの有効期間が満了する場合、当行が引き続き会員として承認する方には、新しいカードを送付</u>します。この場合、<u>有効期間が満了したカードは速やかに廃棄（磁気ストライプ部分及びICチップ部分を切断）のうえ、新しいカードを利用して</u>ください。</p> <p>3 <u>有効期間内におけるmijicaの利用については、有効期間満了後、第16条の会員資格喪失後、又は第17条による解約後においても、本規定を適用するもの</u>とします。</p> <p>4 会員は、<u>カードの有効期間満了に際して、当行が新たに有効期間を設定した新カードを発行した場合であって、当行が認めたときに限り、有効期間が満了した旧カードから新カードに第6条第1項によりチャージした現在高（第7条第12項による返金等を含みます。以下「チャージ残高」といいます。）を移行</u>することができるものとします。この場合、<u>当該チャージ残高の移行後即時に旧カードのチャージ残高は消滅し、旧カードの利用はできなくなります。</u></p>
<p>第10条（暗証番号） (新設)</p> <p>1 会員は、<u>登録した暗証番号について、暗証番号を記入したメモ等をカードと一緒に保管する等、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態で保持してはならないもの</u>とします。</p> <p>2 会員は、<u>暗証番号を生年月日、電話番号その他の会員本人に関係した番号であって推測が容易な番号に設定してはならないもの</u>とします。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 <u>不正な暗証番号が複数回入力された場合、当行は、一時的にmijica利用を制限する場合があります。この場合、会員は、mijica利用を回復するために、当行所定の連絡先に申出のうえ当行所定の手続を行う必要があります。</u></p>	<p>第5条（暗証番号）</p> <p>1 会員は、<u>当行所定の方法によりカードの暗証番号を登録するもの</u>とします。</p> <p>2 会員は、<u>暗証番号を登録する場合、生年月日、電話番号等の第三者に推測されやすい番号の利用を避け、また第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するもの</u>とします。なお、<u>会員は、暗証番号を変更するためには、当行が認めた場合を除き、当行所定の届出を行い、カードの再発行を申請するもの</u>とします。</p> <p>(削除)</p> <p>3～4 (同左)</p> <p>5 <u>暗証番号を当行所定の回数を超えて誤入力した場合、当行は、一時的にmijicaの利用を制限する場合があります。この場合、会員は、mijicaの利用を再開するために、当行所定の手続に従って届け出るもの</u>とします。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年1月28日改定）**

現行	改定後
<p>第5条（チャージ）</p> <p>1 会員は、当行所定の<u>方法により1,000円単位で繰り返しチャージすることができるもの</u>とします。ただし、ポイントによるチャージの場合を除きます。</p> <p>2 会員は、当行が認めた場合を除き、1枚のカードに対して、<u>残高が10万円超となるチャージはできないもの</u>とします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第6条（チャージ）</p> <p>1 会員は、当行所定の<u>手続に従い、届出のあった総合口座から預り金を払い出してmijicaに振り替える方法</u>その他当行が認めた方法により、mijicaに記録される金銭的価値を加算すること（以下「チャージ」といいます。）ができます。なお、チャージを行うことができる金額の単位は、当行所定の金額とし、チャージの方法により異なります。</p> <p>2 会員は、当行が認めた場合を除き、1枚のカードに対して<u>チャージ残高が10万円超となるチャージはできないもの</u>とします。</p> <p>3 会員は、当行が認めた場合には、<u>チャージ残高が物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の購入又は提供（以下「売買取引等」といいます。）の対価等に相当する金額に不足することとなったときに、当該不足分に相当する金額の預り金を届出のあった総合口座から払い出してmijicaに振り替える方法により、チャージすることができるもの</u>とします。</p>
<p>第6条（本サービスの利用）</p> <p>1 会員は、加盟店で<u>本サービスを利用して商品等の購入又は提供を受けることができるもの</u>とします。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他加盟店が定める一部商品について、当行又は加盟店により利用を制限する場合があります。</p> <p>2 会員が、<u>加盟店で本サービスを利用して商品等の購入又は提供を受ける場合</u>、残高から<u>商品等の購入又は提供合計額</u>を差し引きます。</p> <p>3 会員は、<u>加盟店において、商品等の購入又は提供を受ける場合</u>において残高が<u>商品等の対価の総額</u>に不足するときは、その不足額を当行又は加盟店の認める方法により、支払うものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 会員が、<u>加盟店において商品等の購入又は提供を受ける場合</u>に利用できるカードの枚数は、原則として1枚とします。</p> <p>5 会員は、<u>本サービス</u>を利用した場合には、届け出たメールアドレスあてのメールに表示されるご利用明細及び残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その時点で加盟店に申し出るものとします。その時点で申し出がなされない場合には、会員は、当該ご利用明細及び残高について誤りがないことを了承したものとします。</p> <p>6 会員は、日本国外においてmijicaを利用する場合、<u>mijica利用時の商品等の購入又は提供</u>代金が外国通貨建ての場合、当行及び当行所定の国際提携組織の定める方法により、日本円に換算した金額で決済されます。</p> <p>なお、当行は、当行が指定する国又は特定の地域における<u>カード利用について</u>、利用を制限することができます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7 会員は、当行所定の方法により自身の残高を他の会員のmijicaに送金する</p>	<p>第7条（mijicaの利用）</p> <p>1 会員は、加盟店でmijicaを利用して<u>売買取引等の対価の支払をmijicaに記録される金銭的価値を減算することによって行うこと</u>（以下「ショッピング利用」といいます。）ができます。ただし、<u>利用方法は当行所定の手続に従うもの</u>とし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他加盟店が定める一部商品について、当行又は加盟店により利用を制限する場合があります。</p> <p>2 会員が、<u>ショッピング利用を行う場合</u>、<u>チャージ残高から売買取引等の対価に相当する金額</u>を差し引きます。</p> <p>3 会員は、<u>ショッピング利用を行う場合</u>において、<u>チャージ残高が売買取引等の対価に相当する金額</u>に不足するときは、その不足額を当行又は加盟店の認める方法により、支払うものとします。</p> <p>4 前項において当行が認めた場合には、<u>会員は、チャージ残高が売買取引等の対価に相当する金額に不足することとなったときに、その不足額を前条第3項のチャージをもって支払うことができるもの</u>とします。</p> <p>5 会員が、<u>ショッピング利用を行う場合</u>に利用できるカードの枚数は、原則として1枚とします。</p> <p>6 会員は、<u>mijica</u>を利用した場合には、届け出たメールアドレスあてのメールに表示されるご利用明細及び<u>チャージ残高</u>を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その時点で加盟店に申し出るものとします。その時点で申し出がなされない場合には、会員は、当該ご利用明細及び<u>チャージ残高</u>について誤りがないことを了承したものとします。</p> <p>7 会員は、日本国外においてmijicaを利用する場合<u>又はmijica利用時の売買取引等の</u>代金が外国通貨建ての場合、当行及び当行所定の国際提携組織の定める方法により、日本円に換算した金額で<u>暫定的に</u>決済されます。<u>当該利用後において、国際提携組織の定める決済レートにより換算された売買取引等の代金が暫定的に決済された金額を上回っていた場合は、その差額相当額を当行が指定する方法（チャージ残高から控除する方法及び前条第3項のチャージで支払う方法を含みます。）により当行に対して支払うものとし、下回っていた場合は、第12項により返金するもの</u>とします。この取扱いは次項において準用するものとします。</p> <p>なお、当行は、当行が指定する国又は特定の地域における <u>mijica</u> の利用を制限することができます。</p> <p>8 会員は、当行が認めた場合には、<u>日本国外の当行所定の現金自動預払機（以下「海外ATM」といいます。）から、チャージ残高（前条第3項によりチャージされる金額）に限り、減算することにより、現地通貨の交付を受けることができるもの</u>とします。この場合、減算されるチャージ残高は、<u>当行及び当行所定の国際提携組織の定める方法により、現地通貨に換算した金額</u>となります。</p> <p>なお、当行は、当行が指定する国又は特定の地域における<u>現地通貨の交付を制限</u>することができます。</p> <p>9 会員は、当行所定の方法により自身の<u>チャージ残高（前条第3項によりチャ</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年1月28日改定）**

現行	改定後
<p>ことができるものとします。</p> <p>8 前項の送金は、次の場合には行うことができません。</p> <p>① 送金を行おうとする会員が 20 歳未満である場合</p> <p>② 送金を行おうとする会員の残高が送金金額及び当行所定の手数料の合計金額に満たない場合</p> <p>③ 送金を受け入れる会員の残高が 10 万円を超えることとなる場合</p> <p>④ 前各号のほか、当行所定の場合</p> <p>9 第 7 項の場合において、他の会員の mijica への入金記録されたときは、送金の取消しはできません。この場合には、送金を受け入れた会員との間で協議のうえ解決してください。</p> <p>(新設)</p>	<p>ージされる金額を含みます。次項②及び第 12 条第 2 項において同じとします。）</p> <p>を他の会員の mijica に送金することができるものとします。</p> <p>10 前項の送金は、次の場合には行うことができません。</p> <p>① 送金を行おうとする会員が 18 歳未満である場合</p> <p>② 送金を行おうとする会員の チャージ 残高が送金金額及び当行所定の手数料の合計金額に満たない場合</p> <p>③ 送金を受け入れる会員の チャージ 残高が 10 万円を超えることとなる場合</p> <p>④ 前各号のほか、当行所定の場合</p> <p>11 第 9 項の場合において、他の会員の mijica への入金記録されたときは、送金の取消しはできません。この場合には、送金を受け入れた会員との間で協議のうえ解決してください。</p> <p>12 当行が会員に対し、mijica の利用に関して、チャージ残高又は総合口座の預り金から当行が払い出した金額の返金を行う場合、当行所定の手続により行うものとします。</p>
<p>第 7 条（超過利用時の措置）</p> <p>1 mijica 決済にかかる機器等の通信状況その他の事由により、残高を超えて mijica 決済が成立する場合があります。この場合、会員は、当行が加盟店へ超過利用分の立替払いをすること、及び当行が、会員に対して超過利用分の支払相当額を請求することをあらかじめ承諾するものとし、会員は、当該請求時には当行が指定する期日までに、当行が指定する方法（チャージ後の残高から控除する方法を含みます。）により当該超過利用分の支払相当額を当行に対して支払うものとします。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>第 8 条（超過利用時の措置）</p> <p>1 mijica の利用に係る機器等の通信状況その他の事由により、次条に定める上限額、総合口座の現在高、又はチャージ残高（第 6 条第 3 項の方法による場合を除きます。）を超えて mijica の決済が成立する場合があります。この場合、会員は、当行が加盟店へ超過利用分の立替払いをすること、及び当行が、会員に対して超過利用分の支払相当額を請求することをあらかじめ承諾するものとし、会員は、当該請求時には当行が指定する期日までに、当行が指定する方法（チャージ残高から控除する方法及び第 6 条第 3 項のチャージで支払う方法を含みます。）により当該超過利用分の支払相当額を当行に対して支払うものとします。</p> <p>2～3 （同左）</p>
<p>第 9 条（上限額等）</p> <p>当行は、mijica に、当行が定めた次の各号の上限額及び上限回数を設定することができるものとします。なお、当行は、専用ウェブサイトでの告知その他当行所定の方法により会員に通知することにより、上限額及び上限回数を変更することができます。</p> <p>① 1 回の mijica にチャージ可能な上限額</p> <p>② 1 回の mijica 決済時の上限額</p> <p>③ 月間利用総額の上限額</p> <p>④ 月間の送金上限回数</p> <p>⑤ 海外非対面利用店における mijica 決済可能上限額</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 9 条（上限額等）</p> <p>1 当行は、mijica に対して次の各号の上限額及び上限回数を任意に設定することができるものとします。なお、当行は、会員の mijica に関する内容を掲示した当行が運営するウェブサイト（当該ウェブサイトからリンクされる当行の委託先の運営するウェブサイトを含みます。以下「専用ウェブサイト」といいます。）での公表その他相当の方法により会員に周知することにより、上限額及び上限回数を変更することができます。</p> <p>① 1 回当たりのチャージ可能な上限額</p> <p>② 1 回、1 日、1 か月当たりのショッピング利用上限額。ただし、IC チップが組み込まれていないカードの場合は、1 回当たりの上限額に限り。</p> <p>(削除)</p> <p>③ 1 か月当たりの送金上限回数</p> <p>④ 海外非対面利用店における決済可能上限額</p> <p>⑤ 海外 ATM の 1 回、1 日、1 か月当たりの払出し上限額</p> <p>⑥ (同左)</p> <p>2 当行が認めた場合には、前項の上限額の範囲内で会員が上限額を 1 万円以上 1 万円単位で設定することができます。</p> <p>3 前 2 項の上限額及び上限回数は、会員が特に指定しない場合には、当行所定の上限額及び上限回数とします。</p>
<p>第 11 条（残高の確認）</p> <p>残高は、専用ウェブサイトその他当行所定の方法により、確認することができるものとします。</p>	<p>第 10 条（チャージ残高の確認）</p> <p>チャージ残高は、専用ウェブサイトその他当行所定の方法により、確認することができるものとします。</p>
<p>第 14 条（残高の払戻し）</p> <p>1 会員は、当行所定の方法により残高の全部又は一部の払戻しを受けることができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、残高が第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項に定める額の合計額未満の場合は、残高の払戻しはしないものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 11 条（チャージ残高の払戻し）</p> <p>1 会員は、当行所定の方法により チャージ残高の全部又は一部の払戻しを受けることができます。</p> <p>2 前項にかかわらず、チャージ残高が第 8 条第 1 項による超過利用分の支払相当額及びチャージ残高の払戻しに係る手数料の合計額未満の場合は、チャージ残高の払戻しはしないものとします。</p> <p>3 前 2 項にかかわらず、当行が認めた場合には、第 6 条第 3 項によるチャージにより払戻しを受けることができます。</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年1月28日改定）

現行	改定後
<p>第8条（手数料）</p> <p>1 会員は、当行が請求する場合、<u>mijica 利用時に当行に対して次の手数料を支払うものとします。</u>当行は、会員に対して当行所定の方法により手数料を通知します。</p> <p>① チャージ手数料 ② 払戻手数料 <u>（新設）</u> ③ mijica 再発行手数料 ④ mijica の解約時の払戻手数料 ⑤ 前各号のほか、当行が定めた手数料</p> <p>2 会員が前項の手数料を支払う場合、当該手数料に相当する金額は、現金で支払う方法、<u>若しくは即時に又は手数料相当額のチャージがあった時点で、残高から控除される方法のうち、いずれか当行が定める方法で支払うものとします。</u></p> <p><u>3 mijica 利用又は本規定に基づく手数料に関して、公租公課（消費税等を含みます。以下同じ。）が課される場合には、当該公租公課相当額は会員の負担とし、公租公課が増額される場合には当該増額部分についても会員の負担とします。</u></p>	<p>第12条（手数料）</p> <p>1 会員は、当行が請求する場合、<u>次に掲げる当行所定の手数料を支払うものとします。</u>当行は、会員に対して当行所定の方法により手数料を通知します。</p> <p>① チャージ手数料 ② 払戻手数料 <u>③ 海外での利用に係る手数料</u> ④ mijica 再発行手数料 ⑤ mijica の解約時の払戻手数料 ⑥ 前各号のほか、当行が定めた手数料</p> <p>2 会員が前項の手数料を支払う場合、当該手数料に相当する金額は、現金で支払う方法、<u>又は即時に若しくは手数料相当額のチャージがあった時点で、チャージ残高から控除される方法のうち、いずれか当行が定める方法で支払うものとします。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>
<p>第19条（質入等担保権設定の禁止）</p> <p>1 会員は、当行が認める場合を除き、第三者に対して、カードを再貸与して利用させること、<u>又はmijica若しくはカードを譲渡し若しくは質入れその他の担保権を設定することはできません。</u></p> <p><u>2 当行は、第三者がmijica 利用をしたことにより生じた結果について、一切の責任を負わないものとし、会員がその利用代金についてすべて支払の責めを負うものとします。</u></p>	<p>第13条（質入等担保権設定の禁止）</p> <p>会員は、当行が認める場合を除き、第三者に対して、カードを再貸与して利用させること、<u>若しくはカードを譲渡し若しくは質入れその他の担保権を設定すること、又はカード若しくはカード情報を第三者に利用させることはできません。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>
<p>第12条（不正使用等の禁止等）</p> <p>会員は、mijica <u>若しくはカード</u>の申込み又は利用にあたり、次の行為を<u>しないもの</u>とします。</p> <p>① 当行に<u>虚偽の情報を申告しカードを申し込むこと</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p>② <u>mijica 又はカード</u>の偽造、変造、複製<u>若しくは改ざん</u>（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます。以下総称して「偽造等」といいます。）を行うこと</p> <p>③ <u>mijica 又はカード</u>が偽造等されたものであることを知りながら、<u>若しくはその疑いがあるにもかかわらず、mijica 又はカード</u>を利用すること</p> <p>④ <u>mijica 又はカード</u>に<u>記載若しくは記録されている</u>情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードすること（第三者への開示については、当行所定の場合を除きます。）</p> <p>⑤ 他の会員になりすますこと</p> <p>⑥ <u>前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反し、又はそのおそれのある行為をすること</u></p>	<p>第14条（不正使用等の禁止等）</p> <p>会員は、mijica の申込み又は利用にあたり、次の各号の<u>一にでも該当する</u>行為を<u>行わないもの</u>とします。</p> <p>① 当行への届出事項に関して届出を怠ること ② 当行への届出事項に関して虚偽の申告をすること ③ 本規定に違反すること ④ 本規定に基づく手数料の支払いを怠ること ⑤ 各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反し、又はそのおそれのある行為をすること ⑥ <u>カード</u>の偽造、変造、複製<u>又は改ざん</u>（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます。以下総称して「偽造等」といいます。）を行うこと ⑦ <u>カード</u>が偽造等されたものであることを知りながら、<u>又はその疑いがある</u>にもかかわらず、mijica を利用すること ⑧ カード情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードすること（第三者への開示については、当行所定の場合を除きます。） ⑨ 他の会員になりすますこと ⑩ <u>その他前各号に準じるものと当行が認めること</u></p>
<p>第13条（利用停止措置）</p> <p>1 当行は、次の各号に該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、<u>mijica 又はカード</u>の利用停止措置を講じることができるものとします。当行が利用停止措置を講じた場合、会員は、同措置が解除されるまで、一切のmijica 利用ができません。</p> <p>① 会員が本規定に違反した場合又は違反するおそれがある場合 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p>	<p>第15条（利用停止措置）</p> <p>1 当行は、次の各号の<u>一にでも</u>該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、mijica の利用停止措置を講じることができるものとします。当行が利用停止措置を講じた場合、会員は、同措置が解除されるまで、一切のmijica の利用ができません。</p> <p>① 会員が本規定に違反した場合又は違反するおそれがある場合 ② <u>支払の停止又は破産・民事再生手続き開始の申立があった場合</u> ③ <u>手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合</u> ④ <u>貯金その他の当行に対する債権について仮差押え又は差押えの命令、通知が発送された場合</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年1月28日改定）**

現行	改定後
<p>② 会員が過去に mijica <u>若しくはカード</u>の利用停止措置を受けている場合、mijica <u>若しくはカード</u>利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合、又は不正行為を行っているおそれがある場合</p> <p>③ 会員の利用状況等に照らして、通常の mijica 利用として不相当（第7条に<u>規定される残高を超えた決済の額</u>が通常の mijica 利用として不相当である場合を含みます。）であると当行が判断した場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合</p> <p>⑤ その他前各号に準じる場合</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>⑤ 会員が過去に mijica の利用停止措置を受けている場合、mijica の利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合、又は不正行為を行っているおそれがある場合</p> <p>⑥ 会員の利用状況等に照らして、通常の mijica の利用として不相当（第8条第1項による<u>超過利用分の支払相当額</u>が通常の mijica の利用として不相当である場合を含みます。）であると当行が判断した場合</p> <p>⑦ <u>カード又はカード情報の管理が適当でない</u>と当行が判断した場合</p> <p>⑧ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、<u>「外国為替及び外国貿易法」</u>その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合</p> <p>⑨ その他前各号に準じる場合</p> <p>2～3 (同左)</p>
<p>第15条（会員資格の喪失）</p> <p>1 会員は、カードに紐付く通常貯金の解約又は会員本人の死亡により会員資格を喪失し、当行は、当該事実を当行が認識した時点で<u>本サービス解約の手続を行います。</u></p> <p>2 <u>第13条</u>の措置が取られた後、その事由を解消されず同措置が2か月以上継続する場合、当行は、会員資格を喪失させることができるものとします。当行は、会員資格を喪失させた場合は、<u>本サービス解約の手続を行います。</u></p> <p>3 会員において、差押、仮差押、仮処分^の申立て又は滞納処分を受けた場合、破産手続開始、民事再生手続開始、当行との取引において期限の利益を喪失した場合等、会員の信用状態に重大な変化が生じた場合は、当行は、会員資格を喪失させることができるものとします。当行は、会員資格を喪失させた場合は、<u>本サービス解約の手続を行います。</u></p> <p>4 前3項の場合において、<u>会員は、当行所定の方法により残高の払戻しを受けることができます。</u></p> <p>5 前項にかかわらず、残高が第7条第1項及び第8条第1項に定める額の合計額未満の場合は、残高の払戻しはしないものとします。この場合、会員は当行の請求に応じて不足する手数料分その他の当行に対して負担する債務を当行所定の方法により支払うものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第16条（会員資格の喪失）</p> <p>1 会員は、カードに紐付く通常貯金の解約、<u>当行のキャッシュカードの利用の廃止</u>又は会員本人の死亡により会員資格を喪失し、当行は、当該事実を当行が認識した時点で<u>解約することができるものとします。</u></p> <p>2 <u>前条の利用停止</u>措置が取られた後、その事由を解消されず同措置が2か月以上継続する場合、当行は、会員資格を喪失させることができるものとします。当行は、会員資格を喪失させた場合は、<u>解約することができるものとします。</u></p> <p>3 会員において、差押、仮差押、仮処分^の申立て又は滞納処分を受けた場合、破産手続開始、民事再生手続開始、当行との取引において期限の利益を喪失した場合等、会員の信用状態に重大な変化が生じた場合は、当行は、会員資格を喪失させることができるものとします。当行は、会員資格を喪失させた場合は、<u>解約することができるものとします。</u></p> <p>4 前3項の場合において、<u>チャージ残高があるときは、当行所定の方法により払い戻します。</u></p> <p>5 前項にかかわらず、<u>チャージ残高が第8条第1項による超過利用分の支払相当額及びチャージ残高の払戻しに係る手数料</u>の合計額未満の場合は、<u>チャージ残高の払戻しはしないものとします。</u>この場合、会員は当行の請求に応じて不足する手数料分その他の当行に対して負担する債務を当行所定の方法により支払うものとします。</p> <p>6 <u>家庭裁判所の審判により、補助、保佐若しくは後見が開始された場合、又は任意後見監督人の選任がなされた場合の取扱いについては、第1項を準用します。</u>既に補助、保佐若しくは後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、同様とします。</p>
<p>第16条（解約）</p> <p>1 会員は、<u>カードの有効期間満了前であっても、本サービスを利用しなくなった場合において、当行所定の方法により当行に申し出て、当行がそれを受け付けたときは、本サービスを解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 会員は、<u>前項</u>により解約した場合、<u>当該カードにつき一切の本サービス利用ができません。</u></p> <p>3 第1項の場合において、<u>会員は、当行所定の方法により残高の払戻しを受けることができます。</u>この場合の取扱いについては、前条第5項を準用します。</p>	<p>第17条（解約）</p> <p>1 会員は、<u>当行所定の手続に従うことにより mijica の解約を申し出ることができます。</u>この場合、会員は、当行の指示に従って直ちにカードを返却、又はカードの磁気ストライプ部分及び IC チップ部分を切断のうえ廃棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、<u>当行は一切責任を負わないものとします。</u></p> <p>2 <u>前項の場合、会員はカード情報等を登録した加盟店に対して直ちに決済方法の変更手続を行うものとし、当該加盟店において通信料等の各種代金債務が発生した場合には、本規定に基づきこれを支払うものとします。</u></p> <p>3 会員は、<u>第1項</u>により解約した場合、<u>mijica に係る一切のサービスを利用することができません。</u></p> <p>4 第1項の場合において、<u>チャージ残高があるときは、当行所定の方法により払い戻します。</u>ただし、この場合の取扱いについては、前条第5項を準用します。</p>
<p>第18条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 会員が、<u>前2項</u>に違反した場合には、当行は、何らの通知なしに直ちに、本規定の全部又は一部を解除することができるものとします。また、<u>前2項</u>に違反したことにより当行に損失、損害又は費用が生じた場合、会員は、これをすべて賠償する責任を負うものとします。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第18条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3 会員が、<u>前2項</u>に違反した場合には、当行は、何らの通知なしに直ちに、本規定の全部又は一部を解除することができるものとします。また、<u>前2項</u>に違反したことにより当行に損失、損害又は費用が生じた場合、会員は、これをすべて賠償する責任を負うものとします。</p> <p>4 (同左)</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年1月28日改定）

現行	改定後
<p>第 20 条（カードの破損・汚損・磁気不良等発生時の再発行等） <u>(新設)</u></p> <p><u>破損・汚損・磁気不良等により、カードが再発行された場合、会員からの申し出により、当行所定の方法で照会された残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、会員は旧カードの利用はできなくなります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 19 条（カードの破損・汚損・磁気不良等発生時の再発行等）</p> <p><u>1 当行は、会員がカードの破損、汚損又は磁気不良等により、当行所定の届出を行い、カードの再発行を申請した場合、当行が認める場合に限り、カードを再発行します。</u></p> <p><u>2 前項の定めるところに従い当行がカードを再発行する場合、会員からの申し出により、当行所定の方法で照会されたチャージ残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。この場合、当該チャージ残高の移行後即時に旧カードのチャージ残高は消滅し、会員は旧カードの利用はできなくなります。</u></p> <p><u>3 会員が第1項の再発行を申請する場合、従来利用していたカードは会員が責任をもって廃棄（磁気ストライプ部分及びICチップ部分を切断）するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、当行は一切責任を負わないものとします。</u></p>
<p>第 21 条（カード紛失・盗難等の再発行等）</p> <p>1 会員は、<u>カードの紛失・盗難・偽造及び番号盗用の事実を速やかに当行及び所轄の警察署へ届け出るものとします（警察署への届出は可能なものに限ります。）。</u></p> <p>2 会員が、カードの紛失・盗難を申し出てから当行による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、<u>残高を第三者により</u>利用された場合その他の損害が生じた場合でも、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>3 会員が、<u>紛失・盗難</u>届出時に残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4 <u>紛失・盗難</u>によりカードが再発行された場合、当行によるカードの利用停止措置が完了した時点の残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。</p> <p><u>5 紛失・盗難によるカード再発行時、当行所定の再発行手数料を当行に支払うものとします。</u></p> <p><u>6 会員の責めによらず、カードの偽造及び番号盗用による不正利用が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、会員が当行に申し出て、当行所定の手続きを行い、当行が適当と認めたときは、当行は会員に対して、無償でカードを再発行いたします。この場合、旧カードの残高（偽造及び番号盗用による不正利用と当行が判断した金額を含みます。）を再発行されたカードに引き継ぎ、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、会員は旧カードの利用はできなくなります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 20 条（カード紛失・盗難等の再発行等）</p> <p>1 会員は、<u>カード若しくはカード情報の紛失・盗難・詐取・横領等、若しくはカードの偽造・変造等、又はそのおそれ（以下まとめて「カード等の紛失・盗難等」といいます。）が生じた場合には、当該事実を速やかに当行及び所轄の警察署へ届け出たうえで（警察署への届出は可能なものに限ります。）、当行所定の方法により利用停止措置の完了を完了させるものとします。</u></p> <p>2 会員が、<u>カード等の紛失・盗難等</u>を申し出てから当行による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、<u>第三者に mijica を</u>利用された場合その他の損害が生じた場合でも、当行の責に帰すべき事由がある場合 <u>又は次条第2項の場合</u>を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>3 会員が、<u>カード等の紛失・盗難等</u>の届出時にチャージ残高がある旨の申し出をしなかった場合、そのチャージ残高が紛失・盗難したカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4 <u>カード等の紛失・盗難等</u>によりカードが再発行された場合、当行によるカードの利用停止措置が完了した時点のチャージ残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。<u>この場合、当該チャージ残高の移行後即時に旧カードのチャージ残高は消滅し、会員は旧カードの利用はできなくなります。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第 21 条（カードの紛失・盗難、偽造・変造及び損害の補てん等）</p> <p><u>1 会員が、カード等の紛失・盗難等により第三者にカード又はカード情報を使用された場合、当行の故意又は過失による場合を除き、そのカード又はカード情報の使用に起因して生じる一切の加盟店の債権については、当行はこれに対応する債務を売買取引等に係る債務とみなして本規定を適用し、本規定に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとします。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、会員がカード等の紛失・盗難等の事実を速やかに当行へ直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当行に提出した場合、当行がその連絡を受理した日（以下「受理日」といいます。）から遡って 60 日前以降に発生した第6条第3項のチャージに係る損害について、当行は、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。ただし、次の各号の一にでも該当する場合、当行は、その損害を補てんしません。</u></p> <p><u>① 会員の故意又は重過失に起因するとき</u></p> <p><u>② 会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話を</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年1月28日改定）**

現行	改定後
	<p>する者など、会員の関係者が自ら行い又は加担した不正利用に起因するとき</p> <p>③ 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正利用のとき</p> <p>④ 本規定に違反している状況においてカード等の紛失・盗難等が発生したとき</p> <p>⑤ カード等の紛失・盗難等が虚偽のとき</p> <p>⑥ カード等の紛失・盗難等による第三者の不正利用が会員の責に帰すべき事由による個人情報の漏洩に起因するとき</p> <p>⑦ 会員が当行の請求する書類を提出しない場合、若しくは提出した書類に不実の表示をした場合、又は被害調査の協力をしないとき</p> <p>⑧ カード裏面に会員自らの署名がないとき</p> <p>⑨ カード利用の際に使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致しているとき</p> <p>3 会員がカード等の紛失・盗難等により第三者にカード又はカード情報を使用した場合若しくはそのおそれがある場合、又は会員が加盟店の入力ミス等により誤って総合口座から払い出された預り金の金額の返金を求める場合、その他事由のいかんを問わず、当行が必要な調査を実施するに当たり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めたときは、会員はこれに協力するものとします。</p>
<p>第22条（加盟店との紛議）</p> <p>1 会員が、<u>本サービスを利用して購入又は提供を受けた商品等につき</u>、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した<u>場合</u>については、会員と加盟店との間で解決するものとし、当該問題について、当行は一切の責任を負わないものとし、</p> <p>2 （略）</p>	<p>第22条（加盟店との紛議）</p> <p>1 会員が、<u>ショッピング利用を行った場合</u>において、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した<u>とき</u>は、会員と加盟店との間で解決するものとし、当該問題について、当行は一切の責任を負わないものとし、</p> <p>2 （同左）</p>
<p>第23条（<u>本サービス</u>の利用ができない場合）</p> <p>会員は、次の<u>いずれかの場合</u>においては、その期間において、<u>チャージすること、本サービスを利用すること、及び残高の照会をすることができないこと</u>をあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>① 本サービスを提供するシステム機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由により mijica 利用を一時的に中断することが必要な場合</p> <p>②～③（略）</p>	<p>第23条（<u>mijica</u>の利用ができない場合）</p> <p>会員は、次の<u>各号の一にでも該当するとき</u>は、その期間において、<u>mijicaに係る取扱いが利用できなくなる場合があること</u>をあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>① 本サービスを提供するシステム機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由により mijica <u>の</u>利用を一時的に中断することが必要な場合</p> <p>②～③（同左）</p>
<p>第24条（個人情報の収集・利用）</p> <p>会員（本条においては、<u>本サービス</u>の申込みをしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に届け出た事項及び<u>本サービス</u>の利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当行が定める「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」に記載した利用目的及び付帯サービス・特典の提供のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。</p>	<p>第24条（個人情報の収集・利用）</p> <p>会員（本条においては、<u>mijica</u>の申込みをしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に届け出た事項及び<u>mijica</u>の利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当行が定める「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」に記載した利用目的及び付帯サービス・特典の提供のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。</p>
<p>第25条（<u>本サービス</u>の終了）</p> <p>1 当行は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当行所定の方法で通知することにより、<u>本サービスを全面的に</u>終了することができるものとします。</p> <p>①～③（略）</p> <p>2 前項の場合、会員は当行の定める方法により、残高に相当する現金の払戻しを当行に求めることができるものとします。この場合、<u>原則として、通常貯金に残高を預入することで</u>返金するものとします。</p> <p>3 前項の取扱いについては、第<u>15</u>条第5項を準用します。</p>	<p>第25条（<u>mijica</u>の提供終了）</p> <p>1 当行は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当行所定の方法で通知することにより、<u>mijicaに係る取扱いの全部又は一部の提供を</u>終了することができるものとします。</p> <p>①～③（同左）</p> <p>2 前項の場合、会員は当行の定める方法により、<u>チャージ</u>残高に相当する現金の払戻しを当行に求めることができるものとします。この場合、<u>当行所定の方法により</u>返金するものとします。</p> <p>3 前項の取扱いについては、第<u>16</u>条第5項を準用します。</p>
<p>第26条（制限責任）</p> <p>1 <u>カードの紛失、盗難その他の事由（偽造及び番号盗用を除きます。）によりカードに記録された未使用の mijica を紛失し、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当行の故意又は過失による場合を除き、当行は、その責任を負いません。</u></p> <p>2 <u>第23条に定める場合において、会員が本サービスを利用することができないこと</u>で当該会員に生じた損害等について、当行はその責任を負わないもの</p>	<p>第26条（制限責任）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年1月28日改定）**

現行	改定後
<p><u>とします。また、その他の場合において、当行の過失により、当行が賠償の責任を負う場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>当行の過失により、当行が賠償の責任を負う場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第27条（規定の適用）</u></p> <p><u>mijicaには、本規定のほか、「振替貯金口座規定」、「振替規定」、「自動払込み規定」及び「即時振替規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。</u></p>
<p>第27条（規定の変更） (略)</p>	<p>第28条（規定の変更） (同左)</p>
<p>第28条（通知等） 1～2 (略)</p>	<p>第29条（通知等） 1～2 (同左)</p>
<p>第29条（業務委託） (略)</p>	<p>第30条（業務委託） (同左)</p>
<p>第30条（合意管轄裁判所） (略)</p>	<p>第31条（合意管轄裁判所） (同左)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 本改正規定は、2019年1月28日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 本改正規定の実施の際、現にICチップが組み込まれていないカードの交付を受けている場合は、第4条第2項にかかわらず、有効期間の満了により、自動的に会員資格が喪失し、一切のmijicaの利用ができなくなります。この場合において、当行は、会員よりmijicaの利用に係る契約を解約する届出があったものとして取り扱います。</u></p> <p><u>また、この場合、有効期間が満了したカードは速やかに廃棄（磁気ストライプ部分を切断）してください。第17条第1項及び第19条第3項のカードの廃棄においても同じとします。</u></p>

■個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

（下線の部分は改定箇所）

現行	改定後
<p>第3条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</p> <p>1 会員は、当行が次の目的で、個人情報を利用することに同意します。</p> <p>① 当行のプリペイドカード事業（それらに付随して提供するサービスを含みます。）及びその他当行の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・Eメール配信等による営業案内、関連するアフターサービスの提供</p> <p>※ 当行の具体的な事業内容は、当行ホームページ（http://www.jp-bank.japanpost.jp/）に常時掲載しております。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</p> <p>1 会員は、当行が次の目的で、個人情報を利用することに同意します。</p> <p>① 当行のプリペイドカード事業（それらに付随して提供するサービスを含みます。）及びその他当行の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・Eメール配信等による営業案内、関連するアフターサービスの提供</p> <p>※ 当行の具体的な事業内容は、当行ホームページ（https://www.jp-bank.japanpost.jp/）に常時掲載しております。</p> <p>②～③ (同左)</p> <p>2 (同左)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>改正後の本同意条項は、2019年1月28日から実施します。</u></p>

■ゆうちょプリペイドカード会員アプリ利用規定

（下線の部分は改定箇所）

現行	改定後
<p><u>ゆうちょプリペイドカード会員アプリ</u>利用規定</p>	<p><u>mijica スマホアプリ</u>利用規定</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年1月28日改定）**

現行	改定後
<p><u>ゆうちょプリペイドカード会員アプリ</u>利用規定（以下「本規定」といいます。）は、mijica を利用する会員のため、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が提供する「<u>ゆうちょプリペイドカード会員アプリ</u>」（以下「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、会員と当行との間で定めるものです。</p> <p>本規定については、会員が利用登録した時点で同意いただいたものとみなしますので、ご利用の前に必ずお読みください。</p>	<p><u>mijica スマホアプリ</u>利用規定（以下「本規定」といいます。）は、mijica を利用する会員のため、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が提供する「<u>mijica スマホアプリ</u>」（以下「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、会員と当行との間で定めるものです。</p> <p>本規定については、会員が利用登録した時点で同意いただいたものとみなしますので、ご利用の前に必ずお読みください。</p>
<p>第2条（定義）</p> <p>本規定において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本規定で特に定義されていない用語は、会員規定の用語の定義と同義とします。</p> <p>①「本アプリ」</p> <p>当行が提供する「<u>ゆうちょプリペイドカード会員アプリ</u>」という名称のアプリケーション（理由の如何を問わずその名称又は内容が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含みます。）及び関連ソフトウェアをいいます。</p> <p>②～⑧（略）</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>本規定において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本規定で特に定義されていない用語は、会員規定の用語の定義と同義とします。</p> <p>①「本アプリ」</p> <p>当行が提供する <u>mijica スマホアプリ</u> という名称のアプリケーション（理由の如何を問わずその名称又は内容が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含みます。）及び関連ソフトウェアをいいます。</p> <p>②～⑧（同左）</p>
<p>第14条（本規定及び個別規定等の変更）</p> <p><u>1 当行は、本規定及び個別規定等の内容を変更又は追加できるものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、前項により本規定又は個別規定等を変更した場合には、次条に定める方法により、会員に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員が本サービスを利用した場合又は当行の定める期間内に利用終了の手続きをとらなかった場合には、会員は、本規定及び個別規定等の変更同意したものとみなします。</u></p>	<p>第14条（本規定及び個別規定等の変更）</p> <p><u>本規定及び個別規定等の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、本規定及び個別規定等の変更内容については、当行が変更内容を当行所定の方法により通知若しくは公表した後に本サービスを利用したとき又は通知若しくは公表の際に定める相当の期間を経過したときは、変更事項又は新規定に同意したものとみなします。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>本改正規定は、2019年1月28日から実施します。</u></p>

■mijica サイト利用規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p><u>mijica サイト</u>利用規定</p> <p><u>mijica サイト</u>利用規定（以下「本規定」といいます。）は、mijica を利用する会員のため、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が提供する専用ウェブサイトの利用に関する条件を、会員と当行との間で定めるものです。</p> <p>本規定については、会員が利用登録した時点で同意いただいたものとみなしますので、ご利用の前に必ずお読みください。</p>	<p><u>mijica WEB</u>利用規定</p> <p><u>mijica WEB</u>利用規定（以下「本規定」といいます。）は、mijica を利用する会員のため、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が提供する専用ウェブサイトの利用に関する条件を、会員と当行との間で定めるものです。</p> <p>本規定については、会員が利用登録した時点で同意いただいたものとみなしますので、ご利用の前に必ずお読みください。</p>
<p>第2条（定義）</p> <p>本規定において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本規定で特に定義されていない用語は、会員規定の用語の定義と同義とします。</p> <p>①「専用ウェブサイト」</p> <p>会員のために、当行が管理・運営するインターネットウェブサイト「<u>mijica サイト</u>」をいいます。</p> <p>②～⑦（略）</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>本規定において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本規定で特に定義されていない用語は、会員規定の用語の定義と同義とします。</p> <p>①「専用ウェブサイト」</p> <p>会員のために、当行が管理・運営するインターネットウェブサイト「<u>mijica WEB</u>」（理由の如何を問わずその名称又は内容が変更された場合の当該変更後のインターネットウェブサイトを含みます。）をいいます。</p> <p>②～⑦（同左）</p>
<p>第11条（本規定の変更）</p> <p><u>当行は、本規定を会員に対し予告なく任意に改定できるものとし、本規定の改定は、改定後の本規定を専用ウェブサイトに掲示した時（改定日を定めたときは当該改定日）にその効力を生じるものとします。この場合、会員は改定後の規定に従うものとします。</u></p>	<p>第11条（本規定の変更）</p> <p><u>本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、本規定の変更内容については、当行が変更内容を当行所定の方法により通知若しくは公表した後に本サービスを利用したとき又は通知若しくは公表の際に定める相当の期間を経過したときは、変更事項又は新規定に同意したものとみなします。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>本改正規定は、2019年1月28日から実施します。</u></p>

以上